# 安全データシート

作成日　2010年10月12日
改訂日　2026年03月13日

## 1. 化学品及び会社情報

| | |
|---|---|
| 化学品(製品)の名称 | 脱脂洗浄スプレー |
| 供給者の会社名称 | 有限会社エイベスト |
| 住所 | 大阪府大阪市福島区大開2-4-11 |
| 担当部門 | CS管理部 |
| 電話番号 | 06-6463-2226 |
| FAX番号 | 06-6463-2269 |
| メールアドレス | info@eivest.com |
| 推奨用途 | 素地脱脂剤 |
| 使用上の制限 | 情報を有していない |

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | |
|---|---|
| エアゾール: | 区分1 |
| 皮膚腐食性/刺激性: | 区分2 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: | 区分2 |
| 発がん性: | 区分1 |
| 生殖毒性: | 区分1<br>授乳に対する、又は授乳を介した影響に関する追加区分 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露): | 区分2(中枢神経系、全身毒性、呼吸器、肝臓、腎臓)、区分3(麻酔作用) |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露): | 区分1(中枢神経系)、区分2(呼吸器、神経系、聴覚器、腎臓、血液系) |
| 誤えん有害性: | 区分1 |
| 水生環境有害性　短期(急性): | 区分2 |
| 水生環境有害性　長期(慢性): | 区分3 |

※　記載のないものは「区分に該当しない」「分類できない」

GHSラベル要素

**危険**

危険有害性情報:

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
強い眼刺激
極めて可燃性の高いエアゾール
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
水生生物に毒性
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
長期継続的影響によって水生生物に有害
発がんのおそれ
皮膚刺激
高圧容器:熱すると破裂のおそれ

臓器(中枢神経系、全身毒性、呼吸器、肝臓、腎臓)の障害のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系)の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器、神経系、聴覚器、腎臓、血液系)の障害のおそれ

注意書き:

≪安全対策≫

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
容器を密閉しておくこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後は手及び身体をよく洗うこと。
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
環境への放出を避けること。

≪応急措置≫

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当てを受けること。
皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

≪保管≫

容器を密閉し、換気の良い場所で、施錠して保管すること。
日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。
子供の手の届かないところに保管すること。

≪廃棄≫

内容物/容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:

混合物

成分及び含有量(危険有害性物質を対象):濃度の範囲表示は営業上の秘密によります。

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | CAS RN | 化管法(PRTR 法) |
|---|---|---|---|
| ブタン(噴射剤) | 30 ～ 40% | 106-97-8 | |
| プロパン(噴射剤) | 20 ～ 30% | 74-98-6 | |
| 石油ベンジン(工業ガソリン) | 13% | 64741-42-0 | |
| キシレン | 7.3% | 1330-20-7 | 管理番号 80 第 1 種 |
| エチルベンゼン | 4.8% | 100-41-4 | 管理番号 53 第 1 種 |
| イソプロピルアルコール | 4.6% | 67-63-0 | |
| トルエン | 3.8% | 108-88-3 | 管理番号 300 第 1 種 |
| 高沸点脱硫水素化ナフサ | 2.2% | 64742-82-1 | |
| 1,2,4-トリメチルベンゼン | 1.1% | 95-63-6 | 管理番号 691 第 1 種 |

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | CAS RN | 化管法（PRTR 法） |
|---|---|---|---|
| n-ヘキサン | 0.3% | 110-54-3 | |
| クメン | 0.1～1% | 98-82-8 | |

## 4. 応急措置

吸入した場合：

蒸気、ガス等を吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
症状が改善しない場合は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合：

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
付着物を布にて素早く拭き取ること。
大量の水及び石鹸又は皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とすこと。溶剤、シンナーは使用しないこと。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診察を受けること。

眼に入った場合：

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
できるだけ早く医師の診察を受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合：

誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
嘔吐物は飲み込ませないこと。
医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤：

炭酸ガス、泡、粉末

使ってはならない消火剤：

水（棒状水、高圧水）、棒状強化液

特有の消火方法：

適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用すること。
安全に対処できるのであれば可燃性のものを周囲から素早く取り除くこと。
指定の消火剤を使用すること。
高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却すること。
消火活動は風上より行う。
容器が高温で破裂する恐れがあるので消火活動には十分距離を取ること。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項，保護具及び緊急時措置：

作業の際には適切な保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用すること。
屋内では換気をしっかり行うこと。
屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。
周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。
付近の着火源・高温体及び可燃物を素早く取り除くこと。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。
漏出時に振とうすると内容物が噴出する恐れがあるので、注意して取り扱うこと。

環境に対する注意事項：

河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意すること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。
付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収すること。
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。
大量の流出には盛土で囲って流出を防止すること。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意

換気の良い場所で取り扱う。
容器はその都度密栓すること。
周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。
静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型を使用すること。
工具は火花防止型のものを使用すること。
作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用すること。
使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておくこと。
密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
皮膚、粘膜，又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用すること。
取り扱い後は、手･顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
40℃以上の所では取り扱わないこと。
40℃以上に暖めないこと。
30秒以上の連続使用をしないこと。
噴射を継続すると、凍傷や炎症を起こす恐れがある。
指定された以外の材料と混合しないこと。

保管上の注意

日光の直射を避ける。
通風のよいところに保管すること。
漏れ、あふれ、飛散しないよう必要な措置を講ずること。
盗難防止のために施錠保管する。
子供の手の届かないところに保管すること。
火気、熱源から遠ざけて保管すること。
40℃以上の所で保管しないこと。
水回りや湿度の高い所に保管すると容器が腐食して破裂の恐れがあるので保管場所に注意すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策:

取り扱い設備は防爆型を使用すること。
排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにすること。
液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備すること。
取り扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

管理濃度及び許容濃度及び濃度基準値:

| | 管理濃度 | 許容濃度 | 濃度基準値 |
|---|---|---|---|
| ブタン(噴射剤) | ー | 500ppm 日本産業衛生学会<br>1000ppm ACGIH(STEL) | 500ppm 八時間濃度基準値(2026 年 10 月) |
| プロパン(噴射剤) | ー | ー | 1000ppm 八時間濃度基準値(2026 年 10 月) |

| | 管理濃度 | 許容濃度 | 濃度基準値 |
|---|---|---|---|
| 石油ベンジン(工業ガソリン) | ― | ― | ― |
| キシレン | 50ppm | 50ppm 日本産業衛生学会<br>100ppm ＡＣＧＩＨ(TWA)<br>150ppm ＡＣＧＩＨ(STEL) | ― |
| エチルベンゼン | 20ppm | 20ppm 日本産業衛生学会<br>20ppm ＡＣＧＩＨ(TWA) | ― |
| イソプロピルアルコール | 200ppm | 400ppm 日本産業衛生学会<br>200ppm ＡＣＧＩＨ(TWA)<br>400ppm ＡＣＧＩＨ(STEL) | ― |
| トルエン | 20ppm | 50ppm 日本産業衛生学会<br>20ppm ＡＣＧＩＨ(TWA) | ― |
| 高沸点脱硫水素化ナフサ | ― | ― | ― |
| 1,2,4-トリメチルベンゼン | ― | 25ppm 日本産業衛生学会 | 10ppm 八時間濃度基準値 |
| n-ヘキサン | 40ppm | 40ppm 日本産業衛生学会<br>50ppm ＡＣＧＩＨ(TWA) | ― |
| クメン | ― | 10ppm 日本産業衛生学会<br>5ppm ＡＣＧＩＨ(TWA) | 10ppm 八時間濃度基準値 |

保護具

呼吸用保護具:

有機ガス用防毒マスクを着用すること。
密閉された場所では送気マスクを着用すること。
スプレー作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。

手の保護具:

有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

眼及び顔面の保護具:

取り扱いには保護眼鏡を着用すること。

皮膚及び身体の保護具:

取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

## 9. 物理的及び化学的性質

| | |
|---|---|
| 物理状態: | 液体 |
| 色: | 無色 |
| 臭い: | 溶剤臭 |
| 沸点: | 82.3℃ (-42℃) |
| 初留点: | 情報を有していない |
| 沸点範囲: | 82.3-230℃ (-42-36℃) |
| 可燃性: | あり |
| 爆発下限界: | 1.0vol% (1.4vol%) |
| 爆発上限界: | 12.0vol% (9.5vol%) |
| 引火点: | 2℃ (-104℃) |
| 自然発火点: | 399℃ (260℃) |
| 分解温度: | 情報を有していない |
| pH: | 情報を有していない |
| 動粘性率: | 情報を有していない |
| 蒸気圧: | 4400Pa (430kPa) |
| 密度及び/又は相対密度: | 0.81g/cm3 (0.56g/cm3) |

相対ガス密度:　　情報を有していない
粒子特性:　　情報を有していない
＜注釈＞　　( ) 内は噴射剤のデータを示します。

## 10. 安定性及び反応性

反応性:

情報を有していない

化学的安定性:

通常の取り扱い条件においては安定

危険有害反応可能性:

情報を有していない。

避けるべき条件:

高温 (40℃以上) にならないようにする。

混触危険物質:

情報を有していない。

危険有害な分解生成物:

燃焼により一酸化炭素、窒素酸化物、その他低分子モノマーなどの有害性ガスの発生の恐れがある。

## 11. 有害性情報

有害性情報:

| | 急性毒性-経口 | 急性毒性-経皮 | 急性毒性-吸入(気体) | 急性毒性-吸入(蒸気) | 急性毒性-吸入(粉じん、ミスト) |
|---|---|---|---|---|---|
| ブタン(噴射剤) | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない |
| プロパン(噴射剤) | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない |
| 石油ベンジン(工業ガソリン) | 分類できない | 分類できない | 区分に該当しない | 分類できない | 分類できない |
| キシレン | 区分に該当しない | 区分4 | 区分に該当しない | 区分4 | 分類できない |
| エチルベンゼン | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分4 | 区分に該当しない |
| イソプロピルアルコール | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない |
| トルエン | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分4 | 分類できない |
| 高沸点脱硫水素化ナフサ | 分類できない | 分類できない | 区分に該当しない | 分類できない | 分類できない |
| 1,2,4-トリメチルベンゼン | 区分に該当しない | 分類できない | 区分に該当しない | 分類できない | 区分に該当しない |
| n-ヘキサン | 区分に該当しない | 分類できない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない |
| クメン | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 区分4 | 区分に該当しない |

| | 皮膚腐食性/刺激性 | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 感作性-呼吸器 | 感作性-皮膚 | 生殖細胞変異原性 |
|---|---|---|---|---|---|
| ブタン(噴射剤) | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| プロパン(噴射剤) | 区分に該当しない | 分類できない | 分類できない | 分類できない | 分類できない |

| | 皮膚腐食性/刺激性 | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 感作性-呼吸器 | 感作性-皮膚 | 生殖細胞変異原性 |
|---|---|---|---|---|---|
| 石油ベンジン(工業ガソリン) | 分類できない | 分類できない | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| キシレン | 区分2 | 区分2 | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| エチルベンゼン | 分類できない | 区分2B | 分類できない | 区分に該当しない | 区分に該当しない |
| イソプロピルアルコール | 区分に該当しない | 区分2 | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| トルエン | 区分2 | 区分2B | 分類できない | 区分に該当しない | 区分に該当しない |
| 高沸点脱硫水素化ナフサ | 分類できない | 分類できない | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| 1,2,4-トリメチルベンゼン | 区分2 | 区分2 | 分類できない | 分類できない | 区分に該当しない |
| n-ヘキサン | 区分2 | 分類できない | 分類できない | 区分に該当しない | 区分に該当しない |
| クメン | 区分に該当しない | 区分2B | 分類できない | 区分に該当しない | 区分に該当しない |

| | 発がん性 | 生殖毒性 | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 誤えん有害性 |
|---|---|---|---|---|---|
| ブタン(噴射剤) | 分類できない | 分類できない | 区分3 | 区分1 | 区分に該当しない |
| プロパン(噴射剤) | 分類できない | 分類できない | 区分3 | データなし | 区分に該当しない |
| 石油ベンジン(工業ガソリン) | 分類できない | 分類できない | データなし | データなし | 分類できない |
| キシレン | 分類できない | 区分1B | 区分1 | 区分1 | 区分1 |
| エチルベンゼン | GHS(区分2) | 区分1B | 区分3 | 区分1 | 区分1 |
| イソプロピルアルコール | 分類できない | 区分2 | 区分1 | 区分1 | 分類できない |
| トルエン | 分類できない | 区分1A | 区分1 | 区分1 | 区分1 |
| 高沸点脱硫水素化ナフサ | 分類できない | 分類できない | データなし | データなし | 分類できない |
| 1,2,4-トリメチルベンゼン | 分類できない | 分類できない | 区分3 | 区分1 | 区分1 |
| n-ヘキサン | 分類できない | 区分2 | 区分3 | 区分1 | 区分1 |
| クメン | GHS(区分1B) | 分類できない | 区分1 | 区分2 | 区分1 |

## 12. 環境影響情報

生態毒性:

データなし

残留性/分解性:

データなし

生体蓄積性:

データなし

土壌中の移動性:

データなし

他の有害影響:

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

環境有害性:

| | 水生環境有害性 短期（急性） | 水生環境有害性 長期（慢性） | オゾン層への有害性 |
|---|---|---|---|
| ブタン(噴射剤) | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| プロパン(噴射剤) | 分類できない | 分類できない | データなし |
| 石油ベンジン(工業ガソリン) | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| キシレン | 区分2 | 区分2 | 分類できない |
| エチルベンゼン | 区分1 | 区分2 | 分類できない |
| イソプロピルアルコール | 区分に該当しない | 区分に該当しない | 分類できない |
| トルエン | 区分2 | 区分3 | 分類できない |
| 高沸点脱硫水素化ナフサ | 分類できない | 分類できない | 分類できない |
| 1,2,4-トリメチルベンゼン | 区分2 | 区分2 | 分類できない |
| n-ヘキサン | 区分2 | 区分2 | 分類できない |
| クメン | 区分2 | 区分2 | 分類できない |

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をすること。
容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をすること。
廃棄は、ガスを完全に抜いたのちに行うこと。（噴射音がしなくなるまで）また、ガスを抜く際には、火気及びミストの吸入などについて注意すること。

汚染容器及び包装

空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。
許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をすること。
環境に配慮し、空容器・包装等はリサイクルを推奨すること。

## 14. 輸送上の注意

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。
運搬に際しては、容器を40℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように注意すること。

国内規制がある場合の規制情報：

消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
荷送り人は運送業者に運搬注意書（イエローカード）を交付すること。
船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。
航空法の定めるところに従うこと。

国連番号：

1950

応急措置指針番号：

126

国連分類：

クラス 2．1 （引火性ガス）

容器等級：

－

## 15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）第1種指定化学物質

キシレン 7.3%、エチルベンゼン 4.8%、トルエン 3.8%、トリメチルベンゼン 1.9%

労働安全衛生法　名称等を表示すべき危険物及び有害物

ブタン(アルキル基の異性体を含む。) 30 ～ 40%、プロパン 20 ～ 30%、石油ベンジン 13%、キシレン 7.3%、エチルベンゼン 4.8%、プロピルアルコール(アルキル基の異性体を含む。) 4.6%、トルエン 3.8%、ミネラルスピリット(ミネラルシンナー,ペトロリウムスピリット,ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。) 2.2%、トリメチルベンゼン 1.9%

労働安全衛生法　名称等を通知すべき危険物及び有害物

ブタン(アルキル基の異性体を含む。) 30 ～ 40%、プロパン 20 ～ 30%、石油ベンジン 13%、キシレン 7.3%、エチルベンゼン 4.8%、プロピルアルコール(アルキル基の異性体を含む。) 4.6%、トルエン 3.8%、ミネラルスピリット(ミネラルシンナー,ペトロリウムスピリット,ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。) 2.2%、トリメチルベンゼン 1.9%、ヘキサン(アルキル基の異性体を含む。) 0.3%、クメン 0.1～1%

労働安全衛生法　引火性の物

労働安全衛生法　可燃性のガス

労働安全衛生法　有機溶剤中毒予防規則　第2種有機溶剤

石油ベンジン、キシレン、イソプロピルアルコール、トルエン、ミネラルスピリット(ミネラルシンナー,ペトロリウムスピリット,ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)、ノルマルヘキサン

労働安全衛生法　特定化学物質障害予防規則　第二類物質　特別有機溶剤等

エチルベンゼン

労働安全衛生法　がん原性に係る指針対象物質

エチルベンゼン

労働安全衛生法　がん原性物質に該当しない

労働安全衛生法　皮膚等障害化学物質等

キシレン、トルエン

労働安全衛生法　濃度基準値設定物質

トリメチルベンゼン、クメン

労働安全衛生法　濃度基準値設定物質「2026 年 10 月 1 日施行分」

ブタン(ノルマル-ブタンに限る。)、プロパン

労働安全衛生法　強い変異原性が認められた化学物質に該当しない

労働基準法　疾病化学物質

キシレン、トルエン、n-ヘキサン

毒物及び劇物取締法に該当しない

消防法　第4類　引火性液体(第1石油類･非水溶性液体)

船舶安全法　高圧ガス

航空法　高圧ガス

高圧ガス保安法　適用除外項目対象　液化ガス、可燃性ガス

使用時において、都道府県条例に該当する場合、条例に基づき取り扱うこと。

## 16. その他の情報

引用文献

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)公表データ
(一社)日本塗料工業会「GHS 対応 SDS･ラベル作成ガイドブック」
(一社)日本塗料工業会「原材料物質データベース」
国際化学物質安全性カード(ICSC)
原材料製造会社の安全データシート

改訂履歴:

| | |
|---|---|
| 0.0 | 2010年10月12日 |
| 1.0 | 2013年05月28日 |

| | |
|---|---|
| 2.0 | 2015年10月06日 |
| 3.0 | 2022年02月01日 |
| 4.0 | 2024年02月28日 |
| 4.1 | 2025年03月14日 |
| 4.2 | 2026年03月13日 |

---

本データシートは、作成時または改訂時において、製品及びその組成に関する最新の情報（危険有害性情報・取扱い情報等）を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂いたします。また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。

---